

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

皆さまへのお約束(企業行動憲章)

私たちYahoo! JAPANおよびYahoo! JAPANグループ会社で構成されるYahoo! JAPANグループは、法律、商慣行、社会倫理などのルールに基づいて競争市場における企業活動をしています。

ルールに違反して勝ってもそれは意義あるものではなく、ルールにのっとってフェアに戦ってこそ価値があるものと考えています。

私たちは、お客さま、株主・投資家の皆さま、取引先、地域、従業員をはじめとした皆さまから広く信頼され、社会と調和することにより安全で持続可能なインターネット社会の実現を目指し、フェアプレーの精神をもって行動し、また、企業の社会的責任を果たすことによって企業価値を高めたいと考えています。

そのために、私たち取締役、従業員は、それぞれ期待され、求められる役割を十分に理解し、皆さまの信頼と共感を得るために適正な企業ガバナンスを維持し効率的な企業活動を行ってまいります。

また、私たち経営トップは、お客さまの満足と信頼の獲得、公正で自由な競争の確保、立法・行政との健全な関係維持、経営情報の適時適切な開示、従業員の尊重、良好な労働環境の確保、地球環境保全への貢献、「良き市民」としての社会貢献活動の実施、反社会勢力との隔絶、地域・文化との調和、国際ルールの遵守、個人情報の厳重な管理、情報セキュリティの確保、知的財産権の尊重といったそれぞれの項目について、この憲章の精神を尊重することにより社会的責任を果たすことが自らの役割であることを認識し、この憲章の精神を尊重し、実践していくことを皆さまへお約束いたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【原則1-4:政策保有株式】

・取得・保有に関する方針および検証内容

当社は、政策保有株式について、出資を通じた出資先との協業により当社の事業の発展および当社グループの企業価値の向上に資するかどうかの判断に基づき保有方針および保有の合理性を決定しています。

保有方針および保有の合理性を検証する方法は、最高経営会議等において、定期的に、保有に伴うリスクやコストおよび保有によるリターン等の観点から採算性を検証した上で、出資先との業務提携等による事業面の効果も評価し、当社の事業の発展および当社グループの企業価値の向上につながるかどうかを総合的に判断しています。当該検証内容については有価証券報告書にて開示しています。

銘柄数 20

貸借対照表計上額の合計額 178億円

なお、いわゆる持ち合い株式およびみなし保有株式は保有していません。

・議決権行使基準

当社が保有する上場株式の議決権行使については、議案の内容を検討し、投資先企業の経営方針や事業計画等を踏まえて、当該議案が投資先企業の企業価値や株主共同の利益の向上に資するものであるか、また当該議案が投資先と当社との間の事業機会の創出や取引・協業関係の構築・維持・強化に与える影響の観点から当社の企業価値の向上に資するものであるか等を総合的に勘案し、個別に賛否を検討します。

【補充原則4-1-3:取締役会の後継者計画の策定・運用】

独立社外取締役を含む複数の取締役で構成する任意の指名委員会を、取締役会の諮問機関として2019年1月に設置しました。この指名委員会において、今後、代表取締役社長・CEOの後継者計画の策定・運用を行い、取締役会ではこの取り組みを監督していくことを考えています。

【原則4-10-1:任意の仕組みの活用】

代表取締役社長、取締役等の指名に関しては取締役会の諮問機関としての指名委員会で審議の上、取締役会に提案することとしています。取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬に関しては報酬委員会にて決定することとしています。指名委員会・報酬委員会共に独立社外取締役が過半数ではありませんが、委員長はいずれも独立社外取締役が務めており、独立社外取締役の関与・助言を得つつ適切に行っています。

【原則4-11:取締役会の実効性確保のための前提条件】

当社の状況に鑑み、会計だけでなく、財務経理、法務等の広い管理経験を持つ監査等委員である取締役を選任しています。

加えて、会計面につきましては、監査等委員と会計監査人は定期的に(加えて必要に応じて)ミーティングを行い、お互いの適正な監査の遂行のために連携を図ることにより対応しております。

【原則5-2:経営戦略や経営計画の策定・公表】

IT技術の進歩は著しく、中期であっても予測は困難なため、収益計画や資本政策の具体的な方針や資本効率等に関する目標は開示していませんが、将来の収益拡大の方向性を検討する際には、資本コストを把握したうえで、事業ポートフォリオの見直しや、経営資源の配分について検討しています。また、決算説明会や株主総会時には、収益拡大の方向性について説明をしています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-7: 関連当事者間の取引の重要性やその性質に応じた適切な手続きの枠組み】

・当社では、取締役会の決議につき特別の利害関係を有するものは議決権を行使できない旨を取締役会規程において定めています。

また、「特別の利害関係を有するもの」に該当するか否かの判断にあたっては、必要に応じて外部の専門家の意見を聞くなどし、正確な判断ができるよう努めています。

・当社が、役員または役員が代表取締役を務める会社との間で、利益相反の生じる恐れのある取引を行う場合には、会社法および当社の取締役会規則に基づき、取締役会における事前承認を求めています。また、当該取引の状況に関しては、3ヶ月に一度取締役会へ報告を行っています。

・当社が、主要株主と取引を行う場合、当社において定性的・定量的な観点から重要性の高いと評価できるものについては、当社の取締役会規則に基づき、取締役会における事前承認を求めています。

【原則3-1-1: 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画】

(1)会社の経営の基本方針

当社グループは、情報技術の力で日本の課題を解決する「課題解決エンジン」をミッションに掲げ、希望溢れる未来を創り出す「UPDATE JAPAN」というビジョンの実現を目指しています。常にユーザーファーストの視点を貫き持続的成長に向けたサービスの向上に努め、また、情報技術を活用した独自の優れたサービスを創り出すことで、人々や社会の課題を解決することに貢献し、当社グループ価値の向上を目指します。

(2)目標とする経営指標

当社グループは主要財務指標として、全社の売上収益、営業利益、基本一株当たり当期利益を重視しています。またサービス毎の指標として、広告関連売上収益、月間ログインユーザーID数、ログインユーザー利用時間、「Yahoo!プレミアム」会員ID数、eコマース取扱高、クレジットカード有効会員数等を指標としています。

(3)中長期的な会社の経営戦略

現在、目覚ましい技術革新を背景に、社会の構造はより複雑化するともに、その変化のスピードも著しく速くなっています。そのような環境のなか、マルチビッグデータが持つ可能性はますます広がりを見せています。

当社グループでは、利用者が情報と出会い、詳しく調べ、サービス・物品を購入し、支払いを済ませるといった一連の行動を「ユーザーアクション」と呼んでいます。当社グループは、メディアとコマースという異なる事業領域において、メディア、eコマース、決済を中心とした100を超えるサービスを展開し、オンラインからオフラインまで一気通貫でサービスを提供する、世界的にもユニークな企業グループです。こうした当社グループの特徴ある事業基盤は、サービス間の連携により、統合された質の高い利用者体験を提供する土台となるだけでなく、各サービスから得られるデータを横断的に活用することで、利用者一人ひとりに最適化されたサービスの提供を可能とします。

当社グループが持つ多様なサービスから得られる豊富なデータは、当社グループならではのサービスを創り出すための重要な競争優位性となります。このような競争優位性や強みを活かし、利用者のニーズに合致したより質の高いサービスから、新たな利用者体験を創り出していきます。

【原則3-1-2: コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針】

本報告書「1. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」の「1. 基本的な考え方」に記載のとおりです。

【原則3-1-3: 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続】

当社は、取締役会にて定めた取締役等報酬等規程に基づき、代表取締役社長、独立社外取締役以外の非業務執行取締役、独立社外取締役からなる報酬委員会で各期の業績や当該業績への貢献等を踏まえた審議を経て、取締役・経営陣幹部の報酬・賞与等を決定しています。

【原則3-1-4: 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続】

取締役候補の指名と経営陣幹部の選任を行うに当たっては、当社または他社での業績、経験、知識、人望等を勘案し、適切な人材を取締役会にて指名または選任することとしています。経営陣幹部が社内規程で定める解任事由に該当した場合、取締役会にて当該経営陣幹部の解任を決議することができます。また、取締役候補の指名にあたっては、取締役会の多様性確保の観点から、人員の特性にかたよりに出ないよう留意し、取締役会での決定に先立ち独立社外取締役から意見を聞くこととしています。

【原則3-1-5: 取締役会が上記「原則3-1-4」を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明】

当社は、取締役候補者として指名した個々の理由を、株主総会へ選任議案を上程した際の株主総会招集通知にて開示しています。

・川邊健太郎は、2000年に当社へ入社して以来、Yahoo!ニュース等の当社主力サービスの責任者や最高執行責任者(COO)など当社における重要な役割を歴任し、18年間当社の成長に貢献してきました。当社の更なる成長を牽引するべく当社取締役に選任いたしました。

・小澤隆生は、2012年に当社へ入社して以来、「eコマース革命」の推進等、強いリーダーシップのもと当社グループのコマース事業を成長させてまいりました。インターネットビジネス、コマース分野に精通し、起業家として企業経営に関する豊富な経験や新規事業の創造に関する幅広い知見も有していることから、当社の更なる成長を牽引するべく、当社取締役に選任いたしました。

・孫正義は、経営者としての豊富な業務経験と幅広い見識を有しています。先駆者としての指摘・助言を当社グループの経営に活かすため、当社取締役に選任いたしました。

・宮内謙は、当社の事業と密接にかかわるソフトバンク(株)の最高経営責任者であり、携帯電話事業において豊富な経営経験を有しています。当社グループの事業運営に関して有益な助言を得るため、当社取締役に選任いたしました。

・藤原和彦は、当社の事業と密接にかかわるソフトバンク(株)における取締役専務執行役員兼CFOであり、かつ同社における長年の経営企画、財務部門での業務経験から、財務および会計面に加えて事業運営全般に渡る経営指導・有益な助言を得るため、当社取締役に選任いたしました。

・桶谷拓は、当社の事業と密接にかかわるソフトバンク(株)における常務執行役員であり、コマース、マーケティング分野における高い見識・幅広い知見を有しています。コマース、決済サービス分野において競争が激化する中、当社はソフトバンク(株)との事業シナジーをこれまで以上に強化するべく事業運営に関して有益な助言を得るため、当社取締役に選任いたしました。

・吉井伸吾は、企業経営に関する豊富な知識と経験、企業統治に関する高い見識を有し、2008年6月に当社の社外監査役に就任以来7年間、2015年6月に当社の社外取締役(独立役員)常勤監査等委員に就任以来4年間在任し、コーポレートガバナンスの強化および監査体制の充実に貢献していただいていることなどから、当社の監査等委員である取締役に選任いたしました。

・鬼塚ひろみは、経営陣幹部として長年の業務執行経験および実績を有し、その職務を通じて培った豊富な経験と幅広い知識をもとに、2012年6月に当社の社外監査役に就任以来3年間、2015年6月に当社の社外取締役(独立役員)常勤監査等委員に就任以来4年間在任し、コーポレートガバナンスの強化および監査体制の充実に貢献していただいていることなどから、当社の監査等委員である取締役に選任いたしました。

・白見好生は、コーポレート部門における長年の業務執行経験および実績を有しています。また、企業経営およびコーポレートガバナンスに関する豊富な知識・実績やITビジネスへの高い見識等を有していることから、当社の監査等委員である取締役に選任いたしました。

【補充原則4-1-1: 経営陣に対する委任の範囲】

当社の取締役会は、経営戦略や経営計画を定めるとともに、重要な業務執行の決定を行うこととしています。具体的には、M&Aや多額の資産の取得・処分等につきましては取締役会の決議事項とし、その他の個別の業務執行については、取締役会規則に従い、原則として、経営陣にその決定を委任しています。

【原則4-9: 独立社外取締役の独立性判断基準】

東京証券取引所が定める独立性基準をもって、当社の独立性判断基準としています。

【補充原則4-11-1: 取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

当社の取締役会の構成・規模に関する考え方は以下のとおりです。

- ・経営と監督の分離のため、非業務執行者である取締役が過半数を占める構成としています。
- ・取締役会は、多様性の確保のため、インターネット分野における深い知識・多様な経験を持つ者の他、他業界における経営経験者および会計等の専門知識に長けた者で構成されています。

(非業務執行者: 7名、インターネット業界以外の業界における経営経験者: 2名、会計等の専門知識に長けた者: 1名、女性: 1名)

【補充原則4-11-2: 取締役の他の上場企業での役員兼任状況】

重要な兼職

- ・川邊 健太郎: ソフトバンク(株)取締役
- ・小澤 隆生: アスクル(株)取締役、バリューコマース(株)取締役、(株)ユーザーローカル社外取締役
- ・孫 正義: ソフトバンクグループ(株)代表取締役会長兼社長、ソフトバンク(株)取締役会長、Sprint Corporation, Director of the Board
- ・宮内 謙: ソフトバンク(株)代表取締役社長執行役員兼CEO、ソフトバンクグループ(株)取締役
- ・藤原 和彦: ソフトバンク(株)取締役専務執行役員兼CFO
- ・臼見好生: (株)野村総合研究所取締役

【補充原則4-11-3: 取締役会全体の実効性の分析・評価】

当社は、年1回定期的に監査等委員等の取締役に対してインタビューを実施したうえで、取締役会の実効性の分析・評価を行っています。今年度についても、実効性評価について取締役会に諮ったところ、おおむね取締役会の実効性は確保されていることが確認できました。前年度に課題として認識されていた中長期事業計画の議論を実現できたなどの改善点も見られたものの、取締役会資料の内容や事前配布時期についての課題が残っていることが確認されたことから、これらを踏まえて引き続き改善に取り組んでいきたいと考えています。

【補充原則4-14-2: 取締役に対するトレーニングの方針】

当社では、取締役向けに、必要な知識習得と役割と責任の理解のための研修プログラムを用意し、提供しています。なお、これらに要する費用は当社が全額負担をしています。

【補充原則5-1-2: 株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針】

当社のIRに関しては、金融商品取引法および(株)東京証券取引所の定める規則に従って適時、正確かつ公平な情報開示を行っています。当社の株主との建設的な対話に関する方針は以下のとおりです。

(1) 株主との対話全般に目配りを行う経営陣または取締役の指定

株主や投資家との対話は代表取締役社長が統括し、情報開示責任者として最高財務責任者(CFO)を任命しています。

(2) 対話を補助する社内のIR担当、経営企画、総務、財務、経理、法務部門等の有機的な連携のための方策

対話を補助する専門の担当部署としてIR担当部門を設置しています。IR担当部門は、開示資料の適切な作成ならびに株主や投資家との建設的な対話の実現のため、財務、経理、法務のみならず、事業を推進する部門とも連携し、業務を行っています。

(3) 個別面談以外の対話の手段(例えば、投資家説明会やIR活動)の充実に関する取組み

証券会社、投資家向けには、決算説明会において、決算および事業の詳細について説明を行っています。その状況については、インターネットによるライブ中継、オンデマンド配信、また電話会議システム等を活用し、積極的な開示を行っています。また、証券会社や機関投資家との個別面談や電話会議を実施し、代表取締役社長をはじめとした経営陣幹部が積極的に会社の成長戦略や経営情報について説明をしています。

外国人投資家に対するIR活動としては、開示資料の大半を英文で作成しています。さらに、海外在住の投資家を訪問する「海外ロードショー」を北米・英国・アジアを中心に実施し、海外の投資家と直接対話する機会を設けています。

IR資料に関しては、1997年の当社株式公開直後より、適時開示の観点から詳細な財務・業績の概況を四半期財務情報として、当社のリスクとなり得る情報をまとめて開示し、過去分も含め当社ウェブサイトに掲載しています。

株主や投資家との対話において把握した株主・投資家の意見・提案等については、レポートにまとめて取締役、経営陣幹部および社内関係部門にフィードバックする他、緊急時には即座に伝達しています。

インサイダー情報の取扱いについては、当社の「インサイダー取引防止規程」に基づき、未公表の重要事実の管理を徹底し、適切に対応しています。決算情報に関しては、情報漏えいを防ぎ、公平性を確保するために、クワイエットピリオド(沈黙期間)を設け、この期間中の決算に関わる問い合わせへの回答やコメントを控えています。

(4) 対話において把握された株主の意見・懸念の経営陣幹部や取締役会に対する適切かつ効果的なフィードバックのための方策

株主や投資家との対話において把握した株主・投資家の意見・提案等については、レポートにまとめて取締役、経営陣幹部および社内関係部門にフィードバックする他、緊急時には即座に伝達することとしています。

(5) 対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方策

インサイダー情報の取扱いについては、「インサイダー取引防止規程」に基づき、未公表の重要事実の管理を徹底し、適切に対応しています。決算情報に関しては、情報漏えいを防ぎ、公平性を確保するために、クワイエットピリオド(沈黙期間)を設け、この期間中の決算にかかわる問い合わせへの回答やコメントを控えています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

30%以上

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称

所有株式数(株)

割合(%)

ソフトバンクグループジャパン(株)	1,834,377,600	36.10
ソフトバンク(株)	613,888,900	12.10
GOLDMAN, SACHS & CO. REG (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券(株))	164,231,988	3.20
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)	131,305,700	2.60
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	108,711,200	2.10
THE CHASE MANHATTAN BANK, N.A. LONDON SPECIAL ACCOUNT NO. 1 (常任代理人 (株)みずほ銀行)	74,988,624	1.50
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	67,372,038	1.30
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE - AC) (常任代理人 (株)三菱UFJ銀行)	61,463,892	1.20
BBH FOR FIDELITY LOW - PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO) (常任代理人 (株)三菱UFJ銀行)	50,467,541	1.00
JP MORGAN CHASE BANK 385151 (常任代理人 (株)みずほ銀行)	49,323,958	1.00

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	ソフトバンクグループ(株) (上場:東京) (コード) 9984

補足説明 更新

・大株主の状況は、2019年3月31日現在の状況です。なお、上記のほか当社所有の自己株式67,879,000株があります。
 ・当社は、2019年5月8日開催の取締役会において、ソフトバンク(株)に対して第三者割当による新株式の発行を行うこと、および自己株式の取得および具体的な取得方法として自己株式の公開買付けを行うことを決議しました。ソフトバンク(株)に対する第三者割当による新株式の発行およびソフトバンクグループジャパン(株)から自己株式の取得を行うことにより、2019年6月27日付でソフトバンク(株)が当社の親会社となりました。なお、当社の親会社は、ソフトバンクグループジャパン(株)、最終的な親会社はソフトバンクグループ(株)で変更ありません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社の親会社はソフトバンクグループ(株)、ソフトバンクグループジャパン(株)およびソフトバンク(株)です。当社では、「当社及びその親会社・子会社・関連会社間における取引及び業務の適正に関する規程」を制定し、親会社等との取引において、第三者との取引または類似取引に比べて不当に有利または不利であることが明らかな取引の禁止や、利益または損失・リスクの移転を目的とする取引の禁止などを明確に定め、公正かつ適正な取引の維持に努めています。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 更新

親会社からの独立性の確保について

・当社取締役のうち5名が親会社等のグループ会社の出身者ですが、取締役は当社の企業価値向上を図るべく業務執行を監督する立場であり、具体的な業務執行は、執行役員判断のもと自主独立した意思決定を行い、事業を運営しています。また、当社の営業取引における親会社等のグループ会社への依存度は低く、そのほとんどは一般消費者もしくは当社と資本関係を有しない一般企業との取引となっています。また「当社及びその親会社・子会社・関連会社間における取引及び業務の適正に関する規程」を制定し、親会社等との取引において、第三者との取引または類似取引に比べて不当に有利または不利であることが明らかな取引の禁止や、利益または損失・リスクの移転を目的とする取引の禁止などを敢えて明確に定めています。

・当社では、取締役会の決議につき特別の利害関係を有するものは議決権を行使できない旨を取締役会規程において定めています。また、「特別の利害関係を有するもの」に該当するか否かの判断にあたっては、必要に応じて外部の専門家の意見を聞くなどし、正確な判断ができるよう努めています。

このような諸施策により、事業運営上当社親会社等からの独立性は十分に確保されていると判断しています。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
吉井伸吾	他の会社の出身者													
鬼塚ひろみ	他の会社の出身者													
臼見好夫	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
吉井伸吾				吉井伸吾氏は、企業経営に関する豊富な知識と経験、企業統治に関する高い見識を有し、2008年6月に当社の社外監査役に就任以来7年間、2015年6月に当社の社外取締役(独立役員)常勤監査等委員に就任以来4年間在任し、コーポレートガバナンスの強化および監査体制の充実に貢献していただいていることなどから、当社の監査等委員である取締役に選任いたしました。

鬼塚ひろみ				鬼塚ひろみ氏は、経営陣幹部として長年の業務執行経験および実績を有し、その職務を通じて培った豊富な経験と幅広い知識をもとに、2012年6月に当社の社外監査役に就任以来3年間、2015年6月に当社の社外取締役(独立役員)常勤監査等委員に就任以来4年間在任し、コーポレートガバナンスの強化および監査体制の充実に貢献していただいていることなどから、当社の監査等委員である取締役に選任いたしました。
白見好夫				白見好生氏は、コーポレート部門における長年の業務執行経験および実績を有しています。また、企業経営およびコーポレートガバナンスに関する豊富な知識・実績やITビジネスへの高い見識等を有していることから、2019年6月に当社の監査等委員である取締役に選任いたしました。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	2	0	3	社外取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

「監査等委員の監査体制の確保に関する規程」に基づき、監査等委員業務室を設置し、専従の使用人が監査等委員の職務を補助するとともに、監査等委員会の職務も補助するものとしています。また監査等委員が希望する場合には監査等委員自ら又は監査等委員会が直接監査等委員の職務を補助する者を雇用等することができる体制になっています。なお、監査等委員会及び監査等委員の職務を補助する使用人への指揮・命令・人事評価は監査等委員が行うものとし、当該使用人の人事異動・懲戒処分は監査等委員会の同意を得なければならないものとしています。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員と会計監査人は定期的に(加えて必要に応じて)ミーティングを行い、お互いの適正な監査の遂行のために連携を図っています。また、監査等委員と当社の内部監査部門である内部監査室は定期的に(加えて必要に応じて)ミーティングを行い、監査体制、監査計画、監査実施状況、監査結果などについて相互に報告をするなどの連携を図っています。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	3	2	2	1	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	3	2	2	1	0	0	社外取締役

補足説明

指名委員会:

取締役会にて定めた指名委員会規程に基づき、指名委員会では取締役の選解任に関する株主総会議案、社長・CEO・代表取締役・会長の選解任、社長・CEOの後継者計画およびこれらに関する一切の事項について取締役会へ

意見を表明しています。

報酬委員会：

取締役会にて定めた取締役等報酬等規程に基づき、代表取締役社長、独立社外取締役以外の非業務執行取締役、独立社外取締役からなる報酬委員会で各期の業績や当該業績への貢献等を踏まえた審議を経て、取締役・経営陣幹部の報酬・賞与等を決定しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
---------------------------	-----------------------------

該当項目に関する補足説明

・当社の社外取締役および監査等委員である取締役を除く一部の取締役に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式を付与しています。
・当社の業務執行取締役に対し、経営参画意識を高め、企業価値向上を目的としてストックオプションを付与しています。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

当社の業務執行取締役、当社従業員に対し、経営参画意識を高め、企業価値向上を目的としてストックオプションを付与しています。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	一部のものだけ個別開示
-----------------	-------------

該当項目に関する補足説明

2018年度における当社の取締役に対する役員報酬等は以下のとおりであります。なお当社では、役員への退職慰労金の制度はございません。

イ. 役員区分ごとの報酬等(百万円)

取締役(監査等委員を除く) (内社外取締役)	総額272 総額(-)	基本報酬106 基本報酬(-)	賞与130 賞与(-)	譲渡制限付株式報酬36 譲渡制限付株式報酬(-)	対象役員数2名 対象役員数(-名)
取締役(監査等委員) (内社外取締役)	総額60 総額(60)	基本報酬50 基本報酬(50)	賞与10 賞与(10)	譲渡制限付株式報酬 - 譲渡制限付株式報酬(-)	対象役員数2名 対象役員数(2名)
合計	総額332 総額(60)	基本報酬156 基本報酬(50)	賞与140 賞与(10)	譲渡制限付株式報酬36 譲渡制限付株式報酬(-)	対象役員数4名 対象役員数(2名)

(注)

- 1 譲渡制限付株式報酬の額は、譲渡制限付株式報酬として当事業年度に費用計上した額です。
- 2 上記のほか、当事業年度において、社外役員が当社親会社または当該親会社の子会社から受けた役員としての報酬等はありません。
- 3 取締役のうち、孫正義氏、宮内謙氏、アーサー・チョン氏、アレクシー・ウェルマン氏、藤原和彦氏および君和田和子氏に対しては、役員報酬等を支払っていません。

ロ. 役員ごとの報酬等(百万円)

宮坂学(取締役)	総額142	基本報酬60	賞与65	譲渡制限付株式報酬17
川邊健太郎(取締役)	総額129	基本報酬46	賞与65	譲渡制限付株式報酬18

(注) 連結報酬等の総額が1億円以上である者に限定して記載しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

当社は、取締役会にて定めた取締役等報酬等規程に基づき、代表取締役社長、独立社外取締役以外の非業務執行取締役、独立社外取締役からなる報酬委員会で各期の業績や当該業績への貢献等を踏まえた審議を経て、取締役・経営陣幹部の報酬・賞与等を決定しています。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役に対しては、適時必要なサポートを行っています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

企業統治の体制

(1)取締役会

取締役会は、会社の経営方針、経営戦略、事業計画、重要な財産の取得および処分、重要な組織および人事に関する意思決定、ならびに当社および子会社の業務執行の監督を行っています。

当社では、取締役9名のうち、7名を非業務執行取締役とすることで経営の意思決定・業務執行の監督(取締役会)と、業務執行(執行役員)を分離し役割分担の明確化を図っています。

取締役会の意思決定を要する重要事項については、CEO会議や各種会議で事前審議を行っています。また、CEO会議は、社内規程に基づき当社およびグループ各社に関する重要事項の審議を行っています。

(2)監査等委員会

監査等委員会は3名で構成され、全員が独立社外取締役です。また、委員長である吉井伸吾、および鬼塚ひろみは常勤取締役です。

監査等委員会は、業務活動の全般にわたり、方針・計画・手続きの妥当性や、業務実施の有効性、法律・法令順守状況等につき、重要な書類の閲覧、子会社の調査等を通じた監査・監督を行います。また監査等委員会では、会計監査人から監査方法とその結果のほか、内部監査室より内部監査方法とその結果についても報告を受けます。これらに基づき、監査等委員会は定期的に監査等委員でない常勤取締役に対し、監査等委員会としての意見を表明しています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社はコーポレート・ガバナンスを「中長期的な企業価値の増大」を図るために必要不可欠な機能と位置付け、適正かつ効率的な企業経営を行っています。また当社ではインターネット業界においてスピード感を持った迅速な経営判断が行える「攻めのガバナンス」と、コーポレートガバナンス・コードが目指している「透明・公正かつ迅速・果断な意思決定」のための体制とを両立させるため、2015年6月より監査等委員会設置会社へ移行しています。監査等委員3名のうち2名を独立社外取締役としているほか、経営の意思決定・業務執行の監督(取締役会)と業務執行(執行役員)を分離するなど意思決定の迅速化と経営監視機能を確保した現在の体制が当社において最善であると判断しています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社では、創業以来一貫して、株主総会への株主の皆様への参加を容易にするため、他社の開催が多く重なる集中日を避けて開催しています。
電磁的方法による議決権の行使	より多くの株主の皆様が議決権を行使できるように、インターネットによる議決権行使を可能にしています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	機関投資家の方々の利便性向上のため、機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームへ参加しています。
招集通知(要約)の英文での提供	狭義の招集通知および株主総会参考書類につきまして、英文でも作成し、当社ウェブサイト等に掲載することで、海外の投資家の皆様に提供しています。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・定時株主総会当日にご都合がつかない株主様や、遠方の株主様のために、定時株主総会の模様をインターネット上でライブ中継するとともに、後日、アーカイブを動画配信しています。 ・信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家が希望した場合に、所要の事前確認の手続きを経たうえで、株主総会への傍聴での参加を認めています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定時株主総会において直近の経営状況や中長期の成長戦略について、スライド等を使用して詳細に説明し、当社への理解をより深めていただくようになっています。さらに、当日参加できなかった個人投資家に対して、当日のライブ中継を行っているほか、後日、アーカイブでも動画を配信しています。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社、投資家向けには、決算説明会において、決算および事業の詳細について説明を行っています。その状況については、インターネットによるライブ中継、オンデマンド配信、また電話会議システム等を活用し、積極的な開示を行っております。また、証券会社や機関投資家との個別面談や電話会議を実施し、代表取締役社長をはじめとした経営陣幹部が積極的に会社の成長戦略や経営情報について説明をしています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外在住の投資家を訪問する「海外ロードショー」を北米・英国・アジアを中心に実施し、海外の投資家と直接対話する機会を設けています。	あり
IR資料のホームページ掲載	IR資料に関しては、1997年の当社株式公開直後より、適時開示の観点から詳細な財務・業績の概況を四半期財務情報として、当社のリスクとなり得る情報をまとめ開示しており、過去分も含め当社ウェブサイトに掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	情報開示責任者に最高財務責任者(CFO)を任命し、専門の担当部署としてアナリスト・機関投資家とのミーティングを主務とする企業戦略本部IR部を設置しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「企業行動憲章」として当社の行動規範を明確に規定しています。ステークホルダーの立場を尊重し、企業の社会的責任を果たすことによって企業価値を高めたいと考えています。

<p>環境保全活動、CSR活動等の実施</p>	<p>インターネット企業として、インターネット社会の健全な発展に貢献するため、さまざまな社会貢献活動に積極的に取り組んでいます。具体的な取り組み内容については当社ウェブサイトにてご報告しています(「UPDATE JAPAN ヤフーのCSR」 https://about.yahoo.co.jp/csr/)。</p>
<p>ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定</p>	<p>当社は「ディスクロージャーポリシー」を制定しており、IRを「財務、コミュニケーションおよび適用対象となる各法律・規則へのコンプライアンスを統合して、企業と市場等との間に公平且つ適正な方法で双方向のコミュニケーションを効果的に行わせる戦略的な経営責務」と定義づけ、公平且つ詳細な開示を行うことに努めています。</p>
<p>その他</p>	<p>当社は、働く人の心身のコンディションを最高の状態にすることが最大のパフォーマンスにつながり、働く人自身とその家族の幸せにつながると考えています。2016年に代表取締役社長自らがCCO(Chief Conditioning Officer)に就任、健康宣言を行いました。現在は、代表取締役社長兼CEOの川邊健太郎が健康宣言を行い、それを推進するために、人事部門の統括本部長とYG健康保険組合理事長を兼任する執行役員湯川高康がCCOとして就任し、健康経営に注力しています。健康経営の推進体制として、社員の自律的な健康づくりを支援する「グッドコンディション推進室」を設置しました。2018年4月に立ち上がったYG健康保険組合とも連携しながら健康経営を推進しています。</p> <p>なお、当社は2019年2月に経済産業省と東京証券取引所が共同で選定する「健康経営銘柄2019」に初選定、2017年から3年連続で日本健康会議による「健康経営優良法人2019(大規模法人部門)」通称「ホワイト500」の認定を受けました。今後も、すべての働く人が心身ともに最高のコンディションで仕事に向き合うことのできる企業を目指していきます。</p>

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり当社の業務の適正を確保するための体制を整備する。

a. 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項並びに当該取締役及び使用人の他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項、並びに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

「監査等委員の監査体制の確保に関する規程」に基づき、監査等委員業務室を設置し、専従の使用人が監査等委員の職務を補助するとともに、監査等委員会の職務も補助するものとしています。また監査等委員が希望する場合には監査等委員自ら又は監査等委員会が直接監査等委員の職務を補助する者を雇用等することができる体制になっています。

なお、監査等委員会及び監査等委員の職務を補助する使用人への指揮・命令・人事評価は監査等委員が行うものとし、当該使用人の人事異動・懲戒処分は監査等委員会の同意を得なければならないものとしています。

b. 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人並びに子会社の取締役、監査役等及び使用人、又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

(a)当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人並びに子会社の取締役、監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、監査等委員会に対して、次の事項を報告するものとしています。

当社グループに関する重要事項

内部統制システムの構築・運用の状況

当社又は子会社に著しい損害、影響を及ぼす恐れのある事項

法令・定款違反事項

内部監査部門による監査結果

上記のほか、監査等委員がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項

(b)常勤の監査等委員は、主要な子会社の監査役等を兼務することができ、子会社の取締役、監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者から前記の事項につき報告を受ける体制をより確実なものとしています。

(c)当社の最高財務責任者(CFO)及び法務部門責任者は、定期的に常勤の監査等委員との間で情報共有のための会合を設け、業務上の重要な事項について報告を行うものとしています。

(d)「リスク管理規程」に基づき、常勤の監査等委員は、当社のリスク管理を統括する「リスクマネジメント委員会」の構成員となっており、当社の重要度の高いリスクの分析及び評価に関して報告を受けることとしています。また、当該規程に基づき、常勤の監査等委員は、当社のコンプライアンスに係る課題を取り扱う「コンプライアンス委員会」の構成員となっており、当社及び子会社におけるコンプライアンス体制の運用及びコンプライアンスホットライン通報状況等に関する報告を受けることとしています。

(e)投融資に関する手続きを定める「投融資規程」に基づき、常勤の監査等委員は、規模の大きな投融資を検討する場合に、事前諮問機関である「投融資委員会」に出席することとなり、当社における重要な投融資案件について事前の報告を受けられることとしています。また、上記以外の投融資案件であっても、担当部門が事前に常勤の監査等委員に報告することとしています。

(f)常勤の監査等委員は、当社の重要な経営会議に出席することとなり、当社における重要な経営方針の検討に参加し、重要案件の審議について報告を受けられることとしています。

(g)常勤の監査等委員は、報告を受けた上記の各事項に関して、監査等委員会において、非常勤の監査等委員に情報を共有するものとしています。

(h)内部監査部門は、監査結果の他、当社及び子会社の事故等の発生状況、子会社を含めた内部監査の計画、子会社の監査結果等に関して、随時又は監査等委員会において報告することとしています。また、当社及び子会社の事故等の詳細な内容については、リスクマネジメント部門・情報セキュリティ部門が、監査等委員会へ報告を行うこととしています。

(i)会計監査人監査の計画、結果等に関して、監査法人から定期的に監査等委員会に報告を行う機会を設けることとしています。

c. 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(a)監査等委員会が定める「監査等委員会監査等基準」に基づき、監査等委員は、その職務の遂行上知り得た情報の秘密保持に十分注意しなければならないこととされています。

(b)「コンプライアンスプログラム」及び「コンプライアンスホットライン規程(内部通報規程)」において、コンプライアンスホットラインを使って報告・通報や相談をしたことを理由として不利益が生じることとは一切ないとしています。

d.当社の監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

(a)当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、会社法399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において確認の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)に必要でないとして認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理することとしています。

(b)監査等委員会が、独自の外部専門家(弁護士・公認会計士等)を監査等委員会のための顧問とすることを求めた場合、当社は、監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)に必要でないとして認められた場合を除き、その費用を負担することとしています。

e.その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会又は監査等委員が必要と認めた場合、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人並びに子会社の取締役、監査役等及び使用人にヒヤリングを実施する機会を設けることができることとしています。また、当社のいかなる会議についても監査等委員が希望すれば出席できる体制になっています。

f.当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(a)「文書保存管理規程」を定めており、これに基づき、株主総会議事録、取締役会議事録及び稟議書等の会社の重要な意思決定に係る文書、会計帳簿、計算書類及び伝票等の業務執行に係る記録文書の保存期間、保存場所を定めたくうえで保管し、いつでも取締役が閲覧できるようになっています。

(b)いかなる事項がいかなる職位の者によって決裁されることになっているかについては「職務分掌・権限規程」によって明確化されており、さらに当該決裁がなされたことがいかなる証憑において記録されるべきかについても定められています。「稟議規程」では稟議に関するルールを明確にしており、稟議書フォーマットは、取締役が十分な情報をもとに適切な判断を行えるような記述を行うことができる書式としています。

g.当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(a)当社の事業に関するリスクの把握、管理及び対応について体系的に定める「リスク管理規程」を定めています。また、リスクの把握状況、評価に

については定期的にリスク情報として開示しています。

(b)大規模災害が発生した場合を想定した事業継続のために非常災害対策指針を作成しています。

(c)リスクが顕在化し事故等が発生した場合に備えて事故管理を担当する部署が管理運営する事故報告システムが整備されており、これによって素早く報告、対応及び再発防止等がなされることとされています。

(d)情報セキュリティリスクマネジメントを実効性あるものとするため、最高情報セキュリティ責任者(CISO)を任命し、併せて情報セキュリティ統括組織を設置しています。また、「情報セキュリティ規程群」を定め、情報資産の取扱基準を定めるとともにその周知、教育を行っています。さらに、情報セキュリティインシデントを総合的に対応する組織を設置し、情報セキュリティインシデント情報を一元的に管理・運用し、各部門や社外組織間の調整、および直接的に対応を行う各部門の活動を支援する体制をとっています。一定水準を超えるリスクについては、CISO又は経営陣がリスク受容やリスク対応を最終決定する体制になっています。

h.当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(a)「職務分掌・権限規程」に基づく、職務権限及び意思決定ルールにより、業務遂行に必要な職務の範囲及び権限と責任を明確にするとともに、「取締役会規程」、「稟議規程」等の機関決定に関する規程を定め、決裁権限及び手続を明確にしています。

(b)執行役員制度を採用し、柔軟かつ効率的な業務執行を図っています。

(c)社長、最高経営責任者(CEO)、最高財務責任者(CFO)、最高技術責任者(CTO)、常務執行役員及び常勤監査等委員等により構成される重要な経営会議を開催し、中長期的な経営方針、重要事項について協議・検討を経たうえで適切な意思決定がなされる仕組みとしています。また、これらの会議に付議される事項以外についても必要に応じて取締役及び執行役員等を構成員とする各種会議を開催し、協議、検討や情報共有を行っています。

(d)事業計画や予算を策定し、全社及び各部署の目標を定め、これに基づき管理しています。

(e)目標業績評価制度を通じて取締役、使用人が共有する全社的な目標を定め浸透を図るとともに、目標達成に向けて各使用人が行うべき具体的な目標を定め、その達成度に応じた業績評価を行っています。

(f)内部監査部門を設置し、職務の執行の効率性、有効性に関する全社的な評価や改善活動を継続的に実施しています。

i.当社の取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

(a)「企業行動憲章」及び「コンプライアンスプログラム」を定めており、法令遵守を企業活動の前提とすることを徹底しています。

(b)取締役の職務や責任等に関するトレーニングプログラムを整備し、必要に応じて、取締役に提供しています。

(c)コンプライアンスを統括する部門(コンプライアンス統括部門)を法務部門を所管する執行役員に所管させ、全社的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努め、コンプライアンス上の問題を発見した場合には速やかな是正措置を講ずることができるようにしています。また、コンプライアンスの状況について定期的に取締役に報告しています。

(d)「コンプライアンスホットライン(内部通報規程)」を定め、コンプライアンスホットラインにより、直接、社長、最高経営責任者(CEO)及び常勤の監査等委員が報告・通報を受けたり、あるいは、匿名で社外の弁護士が報告・通報を受けることができる仕組みを用意して情報の確保に努めています。報告・通報を受けた場合、コンプライアンス統括部門がその内容を調査し、法令・定款への不適合が認められる場合にはその改善を指導するとともに、再発防止策を担当部門と協議のうえ、決定し、全社的に再発防止策を実施させます。特に、取締役自身のコンプライアンスに関する事由等重要な問題は直ちに取締役に報告するとともに取締役に付議し、審議を求めます。当該制度の運用状況は、定期的に取締役会に報告され、取締役会の監督を受けています。

(e)コンプライアンス統括部門、内部監査部門及び監査等委員会は、日頃から連携のうえ、全社のコンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題の有無の調査に努め、これに基づきコンプライアンス統括部門が、セミナーの実施等の社内の啓発活動を実施することとしています。

(f)使用人の法令・定款違反については人事部門又は法務部門を所管する執行役員から賞罰委員会に報告のうえ処分を求め、取締役の法令・定款違反については法務部門を所管する執行役員から監査等委員会に報告のうえ、取締役に具体的な措置等を答申します。

(g)市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度を貫き、取引の防止に努めています。

j. 当社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

(a)子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、子会社の機能や重要性等にに応じた適切な報告制度を整備しています。上場をしていない子会社との間では、「関係会社管理規程」に基づき、「会社運営に関する協定書」を締結し、決算、中長期計画、人事、余資運用等について、当該子会社における意思決定に先立ち、当社の承認を求め、また月次の業績については、定期的に当社へ報告することを求めています。

(b)子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「内部監査規程」を定め、内部監査部門は、当社の他、子会社の業務全般にわたっても監査を行うこととし、当社と子会社との間で締結する「会社運営に関する協定書」の中で、子会社は当社の監査を受け入れ、監査の実施に必要な協力をするとしています。

当社における各子会社の所管部門及び担当者を明確にし、「関係会社管理規程」において、当該部門が子会社のリスクの認識、評価、分析及び対応について、指導、支援又は助言を行うこととし、また、当社のグループ戦略の統括部門がこれらの取組みを横断的に支援することとしています。

当社と子会社との間で締結する「会社運営に関する協定書」において、子会社に事故その他の事業遂行に支障を与えるような事情が発生した場合、子会社が当社の所管部門に報告をすることとしています。また、リスクが顕在化し事故等が発生した場合、当該子会社又は当該子会社から報告を受けた当社の所管部門は、速やかに事故報告システムにて当該情報を当社の関係部門に共有することとしています。

(c)子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社の経営方針、中長期経営計画の策定について、当社における当該子会社の所管部門が指導、支援又は助言をしています。

当社グループのCEOを構成員とするグループCEO会議を設置し、経営者間で情報交換を行っています。

子会社の規模や業態等に応じてグループ共通で使用できる会計管理システム等を導入しています。

規模や業態等に応じて子会社に対する間接業務(財務経理、人事管理等)を提供しています。

間接業務を行っている各部門の担当者は子会社の各部門の担当者と適宜意見交換等を行っています。

子会社の資金の調達及び運用について、当社のグループ戦略の統括部門が指導、支援又は助言をしています。

(d)子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループに共通の企業行動憲章を定め、取締役・使用人一体となった法令遵守意識の醸成を図っています。

親子会社間の独立性の確保等のため「当社及びその親会社・子会社・関連会社間における取引及び業務の適正に関する規程」を定めています。

「コンプライアンスプログラム」については、当社グループの全役職員を適用の対象としています。

グループ会社のコンプライアンス責任者を構成員とするグループCCO会議を設置しています。

コンプライアンス統括部門の担当者は子会社のコンプライアンス担当者として適宜意見交換等を行っています。

当社グループの必要と認められる役職員を対象にコンプライアンス研修を実施しています。

当社グループ企業ごとに当社の採用する内部統制システムを模して内部統制環境を整備するよう当社の内部監査部門が指導しています。

コンプライアンスホットラインにおいて、当社グループの役職員も社外の弁護士に直接通報できるようにしています。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

a.監査等委員会に関する運用状況

- (a)「監査等委員の監査体制の確保に関する規程」に基づき、監査等委員業務室を設置しており、専従の使用人が監査等委員の職務を補助しているとともに、監査等委員会の業務を補助しています。
- (b)監査等委員会を定期的に開催し、常勤の監査等委員と非常勤の監査等委員間での情報共有を行っています。
- (c)常勤の監査等委員は、以下のとおり会社の事項について、報告を受ける等しています。
最高財務責任者および法務管掌責任者より、業務上の重要な事項の報告を受けています。
セキュリティ関連部門長より、セキュリティ関連の報告およびERM(エンタープライズリスクマネジメント)活動の進捗等について報告を受けています。
- 「リスクマネジメント委員会」に出席し、当社グループにおいて重要度の高いリスク事項について報告を受けています。
「コンプライアンス委員会」に出席し、内部通報のあった事例等当社のコンプライアンスに係る事項について報告を受けています。
社長の決裁に係る当社の重要事項に関する検討を行う会議に出席し、それらの重要事項につき共有を受け、職務執行の監督の観点から意見を述べています。また、その他の経営に関する重要事項に関しても、執行役員等が出席する会議の議事録等を通じて共有を受けた上で、必要に応じ見解を伝える等を行っています。
- (d)監査等委員は、以下のとおり会社の事項について、報告を受ける等しています。
当社および子会社の事故の発生状況等に関し、当社の内部監査部門から定期的に報告を受けています。
当社および子会社の財務状況に関し、財務部門および投資先管理部門から定期的に報告を受けています。
監査法人と定期的に当社の財務状況に関する情報共有および意見交換を行っています。
- (e)常勤の監査等委員は、主要な子会社の監査役を兼務しています。
- (f)監査等委員会は、当社の費用の負担のもと外部の弁護士を顧問とし、当該弁護士より、監査等委員会の職務の執行について法的な観点から助言等を受けています。

b. リスクマネジメント体制に関する運用状況

- (a)「リスク管理規程」に基づき当社のリスクの把握および管理を行い、有価証券報告書等において開示しています。ERMの体制を整え、当社ならびに子会社のリスクを統合的に管理し、報告会や研修等により、リスク管理のスキルや力量の向上に努めています。
- (b)大規模災害が発生した場合を想定した事業継続のための「非常災害対策指針」について、全使用人への周知を行っています。
- (c)当社の社長、最高財務責任者および最高技術責任者は、リスクマネジメント委員会の事務局によるリスクアセスメント結果に基づき、当社グループのリスク対応方針を見直し、適宜改定を行っています。
- (d)情報セキュリティ統括組織が中心となり、改定内容の全使用人への周知・教育、改定内容に沿った体制の構築、およびそれらの状況の点検を行い、結果を社長と最高情報セキュリティ責任者に報告しています。
- (e)情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の第三者による審査を受け、当該マネジメントシステムの認証を更新しています。
- (f)会社として情報セキュリティに関する適切なリスクの判断ができるよう、当該リスクに係る社内外の課題の変化、残存するリスクの状況、およびリスクの軽減策の実施状況について社長が把握するためのマネジメントレビューを行っています。

c. 業務執行の効率性の向上に関する取組みの状況

- (a)事業環境の変化等に応じて、職務権限および意思決定ルールを定める「職務分掌・権限規程」の改定を行い、組織変更や事業環境の変化に応じた適切な意思決定を支援する体制を遅滞なく整備すると共に、迅速な意思決定を促進するべく積極的に権限の委譲を行っています。
- (b)経営に係る重要事項につき適切な意思決定を行うため、CEO会議を開催したほか、定期的に経営会議を開催し、関係する執行役員間において意思決定に先立つ協議・検討を行っています。
- (c)全社の利益目標を設定し、これを元に各部門の予算案を作成し、取締役会で全社予算を定め、達成状況を定期的に管理することで、業績の向上を図っています。
- (d)内部監査部門において、職務の執行の効率性、有効性に関する全社的評価や改善のため、年間を通じて部門別の監査を行ったほか、全社セキュリティ管理等テーマ毎の全社横断的な監査も行っていきます。

d. コンプライアンスに対する取組みの状況

- (a)「企業行動憲章」および「コンプライアンスプログラム」に基づくeラーニングを全使用人に対して実施し、コンプライアンスに関する社内啓発を行っています。
- (b)新たな取引先との契約書には、原則として反社会勢力ではないことを相互に表明する条件を組み込むことで、反社会勢力との取引を防止しています。
- (c)内部通報のあった事項に関しては、コンプライアンス統括部門が調査をし、必要に応じた改善の指導等を行っています。また、当該事項のうち使用人に係る事項については、社長や常勤の監査等委員を構成員とするコンプライアンス委員会への報告を行うと共に、eラーニング等を通じて全使用人の理解の促進を図る等、再発防止に努めています。

e. 企業集団の業務の適正性確保に関する取組みの状況

- (a)新たに子会社となった非上場の会社との間で、「関係会社管理規程」に基づき「会社運営に関する協定書」を締結し、当該子会社における重要な事項について、当社の承認または当社への報告を求めています。
- (b)子会社の損失の危険の管理のため、当社の内部監査部門が主要な子会社に対して、監査を行っています。
- (c)子会社のコンプライアンスに関する情報交換の場としてグループCCO会議を開催しています。
- (d)子会社および関連会社の情報セキュリティに関する情報交換の場としてグループCISO会議を開催しています。また、複数の子会社に対し、当社と同様のマルウェア対策のシステムを導入し、当社の情報セキュリティ統括組織の担当者を出向させる等して、グループ全体における情報セキュリティの水準の向上を図っています。
- (e)当社グループの子会社の役職員につき、当該子会社からの要望に基づき当社使用人と同内容のeラーニングを実施しています。また、主要なグループ会社については、当該eラーニングの内容を共有し、各社におけるコンプライアンス研修への活用を図っています。

f. 重要な会議体の開催状況

重要な会議体の開催状況は以下のとおりです。

取締役会 15回
監査等委員会 5回
CEO会議 15回

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体とのいかなる関係も排除し、不当要求等に対しては毅然と対応する方針です。この方針に基づき、「企業行動憲章」において反社会的勢力との隔絶を明記しているほか、「反社会的勢力排除規程」を制定し、反社会的勢力と少しでも関係したり、反社会的勢力の活動を助長したりしてはならない旨を明確に定め、反社会的勢力との関係拒絶を徹底しています。また、マニュアルの整備やその周知徹底、教育研修等を行うほか、所管警察署等の諸官庁や弁護士等の外部専門機関との連携を図っています。さらに

「全国暴力追放運動推進センター」、「特殊暴力防止対策連合会」に加盟し、不当要求等への適切な対応方法や反社会的勢力に関する情報の収集を行っており、万々に備えた体制の強化に努めています。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. 会社情報の適時開示に対する姿勢

当社は重要な会社情報の開示について、(株)東京証券取引所の定める適時開示等に関する諸規則や金融商品取引法、その他の法令に基づいて行うほか、当社の情報開示に対する考え方をまとめた「ディスクロージャーポリシー」を定め、重要な会社情報の把握と管理を徹底し、正確かつ公平な情報開示に努めています。また、1997年の当社株式公開直後より、適時開示の観点から四半期財務情報の開示を実施しており、詳細な事業概況を開示しています。さらに当社ウェブサイトの投資家情報ページではこれら開示情報や説明資料等を過去分も含め閲覧できるようにしているほか、英文の開示資料も掲載するなど、積極的な情報開示に努めています。

2. 会社情報の適時開示に係る社内体制

当社では、会社情報の社内管理と適時・適切な情報開示を徹底するため、経営陣の指示監督のもと、複数の専門部署を設置し、全社的な取り組みを行っています。開示資料の精度向上や内容の充実を図るため、複数の部署による相互のチェックを行う仕組みを構築しており、同時に定期的な内部監査により内部統制の仕組みの適格性の確認を行っています。また、定期的に会計監査人による会計上の適格性、適法性のチェックを受けております。また、子会社より当社経営陣および専門部署に対し適時・適切な情報が当社の開示方針に添うように報告され、その情報の重要度に応じた会社情報の開示を行っています。

当社の情報開示に係る体制は以下のとおりです。

(1)代表取締役社長、情報開示責任者

重要な会社情報の社内管理と適時・適切な開示の監督業務、緊密な社内連携の指示を行います。

(2)法務本部

取締役会事務局として重要な会社情報を管理するほか、法的なチェック業務や内部情報管理(インサイダー取引防止)等を行います。

また、企業戦略本部と協働して、情報開示担当者として、TDnetにより公表する情報開示資料(IRリリース)の作成および投資家・株主等に対する情報開示を担当します。

(3)企業戦略本部

投融资案件の統括・情報管理を行うほか、子会社の経営関連情報の把握、子会社の管理部門業務の日常的な運営支援と情報交換を行います。

また、決算説明会の開催や、法務本部と協働して、情報開示担当者として、TDnetにより公表する情報開示資料(IRリリース)の作成および投資家・株主等に対する情報開示を担当します。

(4)財務統括本部

有価証券報告書等の作成を行うほか、子会社の財務情報の把握、会計監査人との連携を図ります。

(5)リスクマネジメント室

各カンパニーと連携して当社事業に係わる新たなリスク情報の収集やとりまとめを行い、重要なリスク情報について、決算短信や有価証券報告書への掲載を担当します。

3. 会社情報の適時開示に係る業務フロー

(1)決定事実・発生事実に関する情報の開示

社内各部門より、該当する情報について、法務本部および財務統括本部への事前相談を行う仕組みとし、両本部は金融商品取引法をはじめとする法律の見地による判断、企業内容等の開示に関する内閣府令に則った判断、証券取引所の適時開示ルールに則った重要事実であるか否かの判断を行っています。

その後、事実の内容により、両本部が協働して開示資料を作成し、取締役会における決議、承認または情報開示責任者の確認を経て、情報を開示します。

(2)決算情報およびリスク情報に関する開示

社内各部門の決算に関する情報を財務統括本部および法務本部が収集し資料を作成、また、事業上のリスクをリスクマネジメント部が収集しとりまとめ、代表取締役社長、情報開示責任者の確認を経て、情報を開示します。

コーポレート・ガバナンス体制

